

山鹿市キャッチフレーズ「だから、山鹿。」ロゴマーク利用取扱要領

第1 目的

この要領は、山鹿市（以下「市」という。）の価値や魅力を市内外に発信することを目的に制作したキャッチフレーズ「だから、山鹿。」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 ロゴマークに関する権利

ロゴマークに関する一切の権利は、市に属する。

第3 定義

この要領におけるロゴマークは、別に定める山鹿市キャッチフレーズ「だから、山鹿。」ロゴマーク使用に関するガイドラインに示す図案をいう。

第4 利用方法

ロゴマークは、第3の規定により定められた形状、色彩等に従って正しく利用するものとし、その一部のみの利用、変形、他の図形や文字と重ねて使用することは認めない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合にあっては、この限りでない。

第5 利用許諾の申請

- 1 ロゴマークを利用しようとする者は、市の機関が利用する場合を除き、あらかじめ市長の許諾を受けなければならない。
- 2 第5の1の規定にかかわらず、ロゴマークの利用が、著作権法(昭和45年法律第48号)に定める著作権の制限に該当する場合は、利用許諾申請は要しない。
- 3 第5の1の許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用許諾申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) ロゴマークの利用状況が分かる完成見本等
 - (2) 会社概要等、申請者の概要が分かる資料
 - (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める資料

第6 利用の許諾

- 1 市長は、第5の申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1に定める目的の達成に寄与すると認めるときは、利用許諾するものとする。この場合において、市長はロゴマークの利用方法等について、必要に応じ条件を付することができるものとする。
- 2 市長は、利用許諾をしたときは、利用許諾書（様式第2号）により申請者へ通知する。
- 3 利用許諾の期間は、原則として利用許諾申請書に記載の期間とする。ただし、期間は利用開始日から起算して2年を超えないものとする。
- 4 市長は、利用許諾することが適当でないと判断したときは、不許諾通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

第7 利用の制限

市長は、ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認める場合

- (2) 山鹿市の信用又は品位を害すると認める場合
- (3) 第三者の利益を害すると認める場合
- (4) 特定の個人、団体、法人、商品等を支援し、推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認める場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業（同条第1項第1号から第3号までに係るものを除く）又はその広告等に利用される場合
- (7) 山鹿市暴力団排除条例（平成23年山鹿市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が利用する場合
- (8) ロゴマーク等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認める場合
- (9) 特定の個人若しくは団体等のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に利用されるおそれがあると認められる場合
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める場合

第8 利用料

ロゴマークの利用料については、無料とする。

第9 利用上の遵守事項

第6の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの利用が第1に規定する目的に合致することに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) 許諾された利用内容のみに利用すること。
- (3) 当該利用に係る物件の完成品又は完成品の概要が分かる写真を提出すること。
- (4) 利用の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 市が提供したロゴマークに係る素材について、市から提供された色及び形のまま使用すること。
- (6) 別に定める山鹿市キャッチフレーズ「だから、山鹿。」ロゴマーク使用に関するガイドラインを遵守すること。
- (7) 商標法（昭和34年法律第127号）や意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく新たな権利を設定しないこと。
- (8) その他各種法令を遵守すること。

第10 許諾内容の変更等

- 1 利用者が利用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ利用許諾内容変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、市長の許諾を受けなければならない。
- 2 市長は、第10の1の利用許諾内容変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを許諾し、利用変更許諾書（様式第5号）を変更申請者へ

交付する。

第11 許諾の取消し等

- 1 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（第10の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日からロゴマークを利用することはできないものとする。
 - (1) 利用者がこの要領の規定に違反した場合
 - (2) 利用者が利用許諾の条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に偽りのあることが判明した場合
 - (4) 第7の各号に該当することが判明した場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの利用継続が不適当であると市長が認めた場合
- 2 市長は、第11の1の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 市長は、利用者にロゴマークの利用状況等について報告させ、又は調査することができる。

第12 利用の非独占性等

- 1 利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とする等、独占してロゴマークを利用する権利を付与するものではない。
- 2 利用許諾は、ロゴマークを利用している物件等について市の推奨や品質保証を行うものではない。

第13 経費等の負担

市は、この要領による利用許諾の申請及びロゴマークの利用に係る経費又は役務を負担しない。

第14 損失補償等の責任

- 1 市は、ロゴマークの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 利用者は、ロゴマークを利用した対象物の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。
- 3 利用者は、ロゴマークの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償する。

第15 事務

ロゴマークの利用に関する事務は、総務部総合戦略課が行う。

第16 その他

この要領に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は市長が別に定める。